

当用漢字表に始まる一連の国語政策を推進した人々の言動によく注意してその真意を知っていただきたいと思います。まず、教師に対してその実施を要求していることは明瞭の事実なのですが、「国語問題は国民に強要すべきではない」という批判があると、必ず「強要するものではない」と逃げていることです。

昭和29年5月15日、東京大学で行われた国語学会創立十周年記念討論会「漢字制限の問題点」で、時枝誠記氏が「漢字制限案という国語改革運動に属するものが、内閣訓令という公の形で出たところに問題がある」と批判されたのに対して、文部省の釘本久春氏は、「内閣訓令で出したからと言って**強制力は全然ない**のです。ただ政府部内の、日本政府部内の行政上の要求に対しては、それで拘束されるということであって、国民全体を縛る、というようなことは全然ないわけです。**訓令とは**、民衆に命ずるものじゃなくて、**役人どもに命ずるだけ**のことであります」と答えてその矛先をかわしています。これは詭弁です。まさに外堀をうめる行為であって、真意は国民を縛ることにあります。これは実に卑怯な態度と言わなければなりません。

釘本氏の答弁に対して、大西雅雄氏が「政府部内だけで、一般国民を拘束しない、と言いながら、(1)人名の上で、(2)教科書の上で、(3)新聞その他の上で、一般国民は、**実質的に**拘束されている」と反問しました。釘本氏は、「(1)は訓令のせいではなく、国会で作った戸籍法によるものである」と答え、「(2)は、やはり訓令とは別に、文部大臣が、その権限と責任においてしたものである」と答え、「(3)は新聞社が自主的な営みとして協力したものである」と答えています。自分たちの知ったことじゃない、というわけです。何と言う無責任、何と言う

卑怯な言い方でしょう。たとい(1)が国会で作った戸籍法によるものだとしてもその種をまいたのは一体誰だというのでしょうか。訓令で当用漢字を出したからこんなことになったのだとは思えないのでしょうか。人を殺して、「自分がしたのじゃない。この刀が殺したのだ」と言うのとまったく同じ論法です。(2)も同じです。小汀利得氏が聞いたところによれば、「文部大臣個人としてはどうかと思ったが、審議会で決定されたことだということで、会の決定を重んじた」のだと言います。これは民主国家の大臣として当然のことでしょう。確かに、最終的には文部大臣の権限と責任においてしたことに違いないのです。だからと言って、すべてを文部大臣の責任にして、大西氏の質問に対してこのように返答をはぐらかすのは、実際の責任者の一人として、卑怯だとは思わないのでしょうか。これこそ「刀が殺したのだ」と主張するものだと思います。では(3)はどうでしょうか。当用漢字表の「まえがき」に、「この表は、法令・公用文書・**新聞**・雑誌および**一般社会**で、使用する漢字の範囲を示したものである」と書いてあるのです。それでも、「役人どもだけに命じたものである」とか、「新聞社が**自主的**な営みとして協力したものだ」と言って、すましていられるのでしょうか。しかし、釘本氏のような責任ある人から、このようにはっきりと断言されますと、誰でも、(大西氏もその一人)内閣告示の文面と照合してみないかぎり、「なるほどそういうものか。新聞社が自主的にやったことか」とうっかり了承してしまいそうです。

それはともかくとして、内閣訓令で当用漢字を出し、「一般社会で使用する漢字の範囲を示した」と言いながら、当局者がこれを守らなくてもよいのだ、と言うのはおかしいことだと思わないわけにはいきま

せん。そんなに守らなくてもよいものなら、なぜ、わざわざ「内閣訓令」という形までとる必要があったかということです。国語審議会の名において発表するだけでも十分なはずで。何とごまかそうとも事実は国民に強要するものであるし、少なくとも、その意図は国民に強要するものであったことは確かです。それなのに、時枝氏や大西氏の質問に対して、なぜこのような逃げ口上をするのでしょうか。それは、当局者は自己の行った行為に対してやましさを感じているからに違いありません。そうでなくて、このような納得のいかない答弁をする必要がないであります。

新送りがなについて、審議会委員池田弥三郎氏、外数名の座談会が「声」に載ったことがあります。その時、この煩雑な新送りがなが守れるかという質問に対して、池田氏は「自分には守れないし、また守ろうとも思わない」と答え、個人的なものはよいとしても、雑誌など広く一般に読まれるものはそれでは困ろう、という心配に対しては「専門の校正者がいて、適当に訂正してくれるからさしつかえない」と答えています。

テレビの「あなたは陪審員」「国語問題」で、福田恆存氏が「当用漢字を初め一連の新表記は実際にはとても守れるものではない」と言ってその実例として、「新表記法を推進しようとする人であり、また、ここに弁護人として立っている高橋健二氏、平井昌夫氏の著書でさえこの新表記が守られていない」と指摘するや、高橋氏は「これこそ、新表記が国民に強要されているものではないことのよい証拠である」と答をはぐらかしています。素直な国民は、これをそう解釈すべきものなのでしょうか。私は、そんな証拠を、このような形で示してもらう必要はない、と言いたいのです。新表記を訓令の力まで借りて国民に守ら

せたいと思っている人が、自身ではこれを守らないということを指摘されて、「新表記とはこの程度に守れば良いのだ。自分はその手本を示したのだ」とは、ずいぶん人を食った話だとは思いませんか。

池田氏といい、高橋氏といい、審議会の委員として、ことに積極的な新表記法の支持者である人が、国民に守らせることだけを奨励して、自身では守ろうとしていないのは、明らかに言行不一致であり、矛盾というべきです。少なくとも私は、今の表記に心から反対しつつも、教師として「悪法も法なり」と考え、新表記を勉強し、心ならずも子供たちのために実行させられています。恐らく、高橋氏、池田氏以上、新表記については私は学習していることでしょう。

時枝誠記氏は、この事実を最も心配しています。国語はその特性として、どんなに誤った悪い表現でも、国民が長い間それを使用していると、その状態から抜け出すことができにくくなる、というのです。第一章で私も述べましたように、「青い黒板」「青い顔」「低い声」「時間を守る」これらの表現を、変えようと思っても並大抵のことでは変えることはできません。一旦表記を変え、それが決ってしまうと、たとい悪いとわかって覆水盆に返らず、元に復帰することはできなくなるのです。だから、**国語を真に知り、国語を真に愛する人は、保守的にならざるを得ない**のです。国語の運命などに無関心で、国語の本質を知らない人が、ちょっとした思いつきで国語に手を入れようとするのです。そして「今のおとなには不便でも、子供たちのために不便を忍ぼうではないか」と訴えます。

私はこんな言い方をするのはいやですが、国民に事実を知っていただくために思い切って言います。戦争して、一番苦勞するのは第

一線の兵隊です。権勢だけを望む将軍は、戦争により、いよいよ権力を増すだけで、自身は危険なところには近寄りません。それと同じように、言語改革、文字改革で苦労するのは現在に生きる国民です。殊に私たち教師です。心から反対していても実行しなくてはなりません。それに反して、もうかるのはそれを企画し、命令する当局者だけです。自身は苦労して新表記を学ばなくても、校正者が訂正してくれるというのです。しかも新表記のおかげで、辞典や手引き書が売れます。

当用漢字は一体だれのものかと、ここで改めて考えてみる必要があると思います。

一体、漢字という文化財は、誰が、どんなに学び取っても尽きるというものでは決してありませんから、欲するだけ人に学び取らせ、それを使うに当っては、その人の良識に任すべきものなのです。文字を使う人は、自分の書く物を、少しでも多くの人に読んでもらいたいと思いますから、自然、むずかしい表現は避けるようになるもので、用字用語は決して無制限な野ばなし状態になるということではありません。

だから、人々が漢字を習得しようとするのを押えたり、他人が漢字を使用しようとするのをみだりに抑圧したりすべきものではない、と思います。それが文化というものに対する文化人の態度だと思います。

いかがわしいエロ・グロに対してさえ、国民の良識に訴えて、これをいたずらに抑圧などしないではありませんか。いたずらに抑圧すれば、かえって悪い影響かひき起されることを知っているからでしょう。これに比べたら、漢字は、私たちが先入の輝かしい文化を汲み取るための鍵ともいえるべきものです。これを習得する道を防ぎ止めようとす

るのは、これを計画する人も計画する人ですが、これに賛成する人の気持ちも知れません。

「勝手に好きなだけ使いなさい」と言われても、今時、三千字以上使える人があるでしょうか。まずないはずです。仮に、一人、二人いても、それが国民にどんな迷惑を与えるというのですか。そういう人の珍しい漢字の使用は、私たちの頭に良い刺激となります。自分に読めない漢字が使われているからといって、そう漢字を目のかたきにするのはあまりにも狭量というべきです。論語 20 篇 499 章に使用されている漢字が千何字だとか聞いています。これほど内容の豊かな文章が当用漢字程度の数の漢字で表現できるのでから、ことさら、制限を設けることは不要なのです。制限されると途端に不自由を感じ、不満を感じるのです。これは理屈ではありません。本能か、本能に近いものです。私たちの歩く辺幅は普通 50 cm 範囲内のところを歩いています。しかし、川にかけられた 50 cm の橋では普通に道を歩くようには歩けません。50 cm あったら、どんなに歩いたって理屈の上では決して狭さを感じずるものではありませんが、それ以外は絶対に足を踏み入れることができないとなりますと、狭さが痛感されるのが当然です。当用漢字表が制定されて、一般の使用範囲が限られると、今までかな書きしていた言葉まで漢字書きしなければならないように、ある種の強制力を感じさせられるものです。そういう面の不便をかこつ人や、「松」は使えるが「杉」が使えなくなった不便をかこつ人が出て来るわけです。だから、「制限」ということは、どうしても制限しなければ困るという場合には、どんなに不自由や不満を与えるとしてもそれは制限すべきですが、そうでないかぎり、できるだけ避けるべきだと思います。漢字は、制限しなければどうしても困る、という性質のものでは絶対に

ありません。よく考えてみてください、不必要にむずかしい漢字を使うことによって困るのは、それを読まされる人よりも、そういう文を書いた人の方です。苦心して書いても、書いたものが、人々に読んでもらえないのですから、書いた苦勞がまったく無駄になってしまうのです。

結局、この問題は、国民の良識に任せるべき問題だと思うのです。審議会が、漢字制限を是認しているその根底には、どうしても旧式な経済観念があるように思われます。例えば、『おかあさん』で済むものを、なぜ『お母さん』と書く必要があるのか、「当用漢字 1850 字以上を望むのはぜいたくだ」ということがよく言われます。この考え方が、旧式な経済観念から、財物の消費についてよく言われる言葉に大変似ているではありませんか。今は有限の物資生活についてさえ、「...で済むのに.....する必要があるか」とか「.....はぜいたくだ」という考えは無くなりつつあります。まして、無限であり、誰にでも取るに任せて解放されている文化財を「必要がない」「ぜいたくだ」と言っていたら、誰も使用できなくなってしまうでしょう。文化とは必要以上に豊かさを求めて発展して来たものであるはずです。このような、「物を最少限に切りつめてそれに満足する」考え方からは、進歩も発展も期待できないと思います。

私たちは、制限がないからと言って、読む人の迷惑を考えないで、勝手に難解な漢字を使うほど非常識ではないつもりです。当用漢字表に反対する人々の実際に書いている文章を読んで見て下さい。賛成者の文章よりどれだけ難解な漢字を使っていますか。世の中に一人二人あるか知れない変人のために、国民全体に制限を設けるような愚は早速やめていただきたいと思います。そして国民の良識に任

せて下さい、国民の誰もが、欲するなら、「古典」とは言いません、鴎外や漱石の「原文」を自身で読めるだけの「漢字学習」ができるように、漢字を解放して下さい。生物学の好きな中学三年生の私の長男は、最近、岩波文庫の『昆虫記』を買いましたが、旧字体旧送りがなで書かれており、しかも当用漢字表外の漢字があまりにも多いので、全然歯が立たないようです。今の大学生でも、岩波の『昆虫記』は満足に読めないのではないのでしょうか。

これが当用漢字表によって、「新教育は成功した」と言われているものの真相です。問題はここにあるのです。つまり、当用漢字に反対するのは、私たちが難解な漢字を用いたいからでは絶対にはないのです。今の教育では、少しでも専門めいた書物は読めないのです。今のままでは、今の子供たちは日本の文化を受け継ぐことができないのです。私たちの子供たちは、私たちの所蔵する何千万の書籍から閉め出されています。過去の日本文化を吸収できないでどうして将来に発展できますか。

審議会の人たちに願います。「私たちの子供たちに、『漢字学習の負担を軽くして上げよう』などという甘い言葉を、どうか、かけないでください。新しい知識を求めて好奇探求に燃えている子供たちの心に、水をかけないでください。」